

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 27 年 7 月 29 日（水）午前 8 時 58 分～午前 9 時 48 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者  欠席者：なし
議 題	1 平成 27 年第 3 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 3 回市議会定例会の招集期日は、9 月 2 日（水）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発信者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 27 年第 3 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 26 年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は 28,332,440,093 円、歳出決算額 27,427,881,352 円、歳入歳出差引残額は、904,558,741 円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 9,946,126 円であり、実質収支は 894,612,615 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。  (2) 平成 26 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるため、本案を提出する。 歳入決算額は 9,612,056,531 円、歳出決算額 9,366,143,405 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 245,913,126 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。

(3) 平成 26 年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,179,457,503 円、歳出決算額 1,089,276,183 円、歳入歳出差引残額 90,181,320 円である。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 30,000,000 円であり、実質収支は 60,181,320 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 平成 26 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 4,114,214,735 円、歳出決算額 4,022,230,729 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 91,984,006 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 26 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,131,598,165 円、歳出決算額 1,071,197,178 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 60,400,987 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 平成 26 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,178,093,144 円、歳出決算額 1,139,221,208 円、

歳入歳出差引残額及び実質収支は 38,871,936 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市印鑑条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

男女共同参画社会の進展に伴い、規定を整備する必要がある  
ので、本案を提出する。

概要については、印鑑登録原票に登録する事項のうち、条例第 8  
条第 1 項第 5 号に規定をしている男女の別についての事項を削除  
する。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、印鑑証明書の標記についても、男女の別の表示をなくす。

(質 疑)

○ 備考欄の「男女の別の表示をなくす」は、「男女の別の表示  
を削除する」とすべきではないか。

● 条例では規定されておらず、規則様式の第 11 号様式で規定  
されている。規則の様式改正も同日で行う予定である。参考  
で記載したもので、条例の本文にはないものである。「削除す  
る」とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律（番号法）」に基づき、より一層の個人情報保護を  
図るため、武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する必要が  
あるので、本案を提出する。

概要について、番号法では、「個人番号」をその内容に含む「特  
定個人情報」及び「情報提供等記録」については、従来の個人情  
報よりも更に厳格な保護措置が課せられており、地方公共団  
体に対しても番号法の趣旨を踏まえて必要な措置を講じることを義務  
付けている。このため、本市でも特定個人情報等の取扱いにつ  
いて、番号法と同様に規定するものである。

主な改正内容は、次のとおりである。

(1) 特定個人情報等の定義について

ア 特定個人情報の定義について

イ 情報提供等記録の定義について

ウ 保有特定個人情報の定義について

- (2) 特定個人情報の収集等の制限について
- (3) 保有特定個人情報の利用・提供の制限について
- (4) 任意代理人による開示請求について
- (5) 保有個人情報の提供先等への通知について
- (6) 利用停止等の請求について
- (7) 受託者等の責務について

施行期日は、平成 27 年 10 月 5 日からとする。

内容については、全て法律の規定のとおりである。市が任意で新たに条件を加えるような内容ではない。

(質 疑)

- 提案理由の法律名の後に法律番号が記載されていない。
- 「(番号法)」部分を削除し、法律番号を追加する。
- 施行期日は平成 27 年 10 月 5 日となっているが、10 月 5 日とするのはなぜか。
- 10 月 3 日及び 4 日で最終的な稼働チェックをして、5 日から付番の通知を出すということである。東京都においても 10 月 5 日と統一されている。
- 10 月 1 日に通知を出すと思っていたように思う。通知をするのは 10 月 5 日ということか。
- そうである。法律自体の施行が 10 月 5 日である。
- 概要部分で「(1)番号法の施行により」とあるが、突然「番号法」が出てきてしまう。
- 提案理由の「(番号法)」を削除したので、概要又は骨子の「番号法」は正式な法律名に修正する。
- 法律名の後に「(以下「番号法」という。)」と入れるべきである。あと、提案理由の法律名がかっこ書きになっているが、「」は外す。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、再交付に関する手数料を規定する必要があるため、本案を提出する。

概要は、番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に変更する）の施行により、通知カード及び個人番号カードの初回交付は無料であるが、紛失等の

場合の再交付は有料としたいことから、次の手数料を条例別表に加える。

①通知カードの再交付 1枚につき 500 円

②個人番号カードの再交付 1枚につき 800 円

また、住民基本台帳カード交付手数料（1枚につき 500 円）は、廃止する。

施行期日は、平成 27 年 10 月 5 日からとする。ただし、個人番号カードの再交付は平成 28 年 1 月 1 日から施行し、住民基本台帳カード交付手数料は、平成 27 年 12 月 29 日に廃止する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

（企画財務部長説明）

公の施設使用料の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 28 年 4 月利用分から学校施設の使用料を見直すため、第一小学校校庭夜間照明灯、第一中学校校庭夜間照明灯、屋内運動場、武道場について、時間区分及び使用料を定める等の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。適用は平成 28 年 4 月利用分からである。施行期日を公布の日とした理由としては、施設の利用の申請が数か月前から行えるということで、施設利用時においては、既に当改正がなされた条例が施行されていた方が適切であると判断からである。関係 8 条例についても同様の適用である。

なお、公の施設使用料の見直しに伴う 8 条例は、改正条例をまとめて整理条例として提案する。

（質 疑）

○ 施行期日について、条例の附則に経過措置を入れるのか。

● 入れる。条例の施行は公布の日からだが、適用は平成 28 年 4 月利用分からである。

（結 論）

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市公民館条例の一部を改正する条例

（企画財務部長説明）

公の施設使用料の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 28 年 4 月利用分から公民館施設の使用料

を見直すため、研修室、学習室、会議室、和室の時間区分及び使用料を定める等の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、公の施設使用料の見直しに伴う 8 条例は、改正条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

公の施設使用料の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 28 年 4 月利用分から学習等供用施設の使用料を見直すため、各地区会館に設置する集会室、学習室、会議室等の時間区分及び使用料を定める等の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、公の施設使用料の見直しに伴う 8 条例は、改正条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市立地区集会所設置条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

公の施設使用料の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 28 年 4 月利用分から地区集会所の使用料を見直すため、各地区集会所に設置する会議室、集会室、和室等の時間区分及び使用料を定める等の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、公の施設使用料の見直しに伴う 8 条例は、改正条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市体育施設設置条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

公の施設使用料の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 28 年 4 月利用分から体育施設の使用料を

見直すため、運動場、野球場、庭球場の時間区分及び使用料を定める等の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、公の施設使用料の見直しに伴う 8 条例は、改正条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市民会館設置条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

公の施設使用料の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 28 年 4 月利用分から市民会館の使用料を見直すため、研修室、会議室、集会室等の時間区分及び使用料を定める等の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、公の施設使用料の見直しに伴う 8 条例は、改正条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

公の施設使用料の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 28 年 4 月利用分から社会福祉関係団体活動室及び生涯学習活動室の使用料を定める等の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、公の施設使用料の見直しに伴う 8 条例は、改正条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例

(協働推進部長説明)

公の施設使用料の見直しを行うことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 28 年 4 月利用分から武蔵村山市立緑が丘ふれあいセンター内の緑が丘コミュニティセンター及び男女共同参画センターの使用料を見直すため、多目的ホール、会議室等の各施設について、使用料を定める等の改正を行うものである。

施行期日は、公布の日からとする。

なお、公の施設使用料の見直しに伴う 8 条例は、改正条例をまとめて整理条例として提案する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市まちづくり条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

武蔵村山市まちづくり条例附則第 11 項の規定に基づく見直しに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。まちづくり条例附則第 11 項は、条例の施行後 3 年以内に、まちづくりに関する社会情勢の変化を勘案しつつ、この条例の運用の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする、というものである。条例の施行が平成 24 年 4 月 1 日からなので、見直しを行うものである。

概要は、条例第 52 条第 1 項第 2 号中「土地の分譲を目的として行う 500 平方メートル以上の土地の境界の変更で、5 区画以上となるもの」を「建築物の建築を目的として、500 平方メートル以上の土地を 5 区画以上に分割するもの」に改め、土地の分譲を伴わない戸建賃貸住宅の建築を目的とした宅地造成についても開発事業の適用範囲とするものである。

施行期日は、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計補正予算 (第 4 号)

(財政担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。7 月 31 日まで各課ヒアリング中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 平成 27 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(高齢・障害担当部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(21) 平成 27 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

(市民部長説明)

前年度繰越金等について補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(質疑)

○ 一般会計及び特別会計 2 件の補正予算についての庁議付議事案について、提案理由が「前年度繰越金等について補正する必要があるので」ということだが、特別会計はそうであろうと思うが、一般会計もそれが主な理由なのか。前年度繰越金以外の一般事業費の方が大きければ、提案理由を変えるべきではないか。

● 庁議付議事案を提出する時点では、補正予算にどのような事業が出てくるかが未定であるため、必ず補正する前年度繰越金を提案理由に入れている。

○ 補正予算の中で前年度繰越金がメインなのか、という話である。庁議後に提案理由が変わるのか。

● 議会では事業費の大きいものについて説明するが、議案書の提案理由は根拠法令のみの記載である。

○ 庁議付議事案の提案理由と議案書の提案理由は異なるということか。

● そうである。

● 通常の補正予算について庁議付議事案とするときの提案理由は、「地方自治法の規定により、本案を提案する。」(「地方自治法(昭和 22 年第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、本案を提案する。')としているので、第 3 回市議会定例会議案においても統一すればよい。

○ 庁議が議案名、提案理由及び概要までをトータルで決定する場であれば、庁議後に実態に合わせて提案理由が変更されるのはおかしいのではないか。

● 実際の議案書の提案理由は、根拠法令に基づく記載であるの

で、庁議付議事案の提案理由もそれに合わせる。具体的な補正事業名を入れるのではなく、法律の規定によって提案する形にする。

● 一部改正条例等では、文書審査の段階で若干変更が加わることがある。ニュアンスは同じでも言い回しが変わる場合について、改めて庁議決定いただくべきか。

○ 文書審査段階で言い回しが変わるのは、庁議では細かい一字一句まで審査はしていないので、提案理由の主旨が変わらなければ問題はない。

● 今回の整理条例については、8 条例をまとめて一つの議案名になる。現時点ではどのような議案名になるか未定だが、このような内容で提出するというので決定いただくようお願いする。

(結 論)

提出議案として決定する。

#### 【追加予定】

(1) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 5 号）

(財政担当部長説明)

土地貸付収入等について、補正する必要があるので、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。武蔵村山病院への土地貸付収入であり、追加予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 土地の減額貸付けについて

(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

社会医療法人財団大和会から、武蔵村山病院を増築するに当たり、本市の普通財産（榎一丁目 1 番 12 のうち約 2,200 m<sup>2</sup>）を借用したい旨の申出があった。

上記の普通財産の貸付けに当たり、当該病院の公共性及び公益性などを総合的に勘案し、貸付料を減額するものである。

なお、本案は追加予定とし、減額後の貸付料の額、貸付ける土地の面積等については、現在社会医療法人財団大和会と協議中である。

(結 論)

	<p>提出議案として決定する。</p> <p><b>【報告事項】</b></p> <p>(1) 継続費精算報告書について  (財政担当部長説明)  地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により報告する。  防災行政無線更新事業について、継続費に係る継続年度が終了したので継続費精算報告書を調製し、これを議会に報告する。  実績は、平成 25 年度及び平成 26 年度の合計で、支出済額 275, 100 千円、特定財源 272, 636 千円、一般財源 2, 464 千円である。  (結 論)  報告事項として決定する。</p> <p>(2) 平成 26 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について  (財政担当部長説明)  地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告する。  概要については、平成 26 年度武蔵村山市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。  (結 論)  報告事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 3 回市議会定例会の招集期日について  第 3 回市議会定例会の招集期日は 9 月 2 日（水）である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： )</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）